

引っ越しをするかたへ

引っ越しの際は、荷物の移動だけでなく、住所変更や不用品の処分など、さまざまな手続きが必要です。期限があるものや、申し込みが必要なものもあります。3～5月は、総合庁舎の住民票の異動などで窓口の混雑が予想されます。早めの準備をお願いします。

引っ越しの手続きは総合庁舎のほか、地区サービス事務所(東部を除く)でもできます。また、郵送で取得できる証明書もあります。感染症対策のため、積極的に郵送取得をご活用ください。手続きなどの詳細は、区HP(コード①)をご覧ください。

★感染症対策のため、窓口の開設時間を変更するなどの場合があります。最新情報は区HP(コード①)をご覧ください



①

住所変更が必要です

戸籍住民課住民記録係(☎5722-9884、FAX5721-7814)

住民票は、個人の居住関係を証明し、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、義務教育の就学などの基礎となります。住所を変更する場合は、必ず届け出ましょう。

住所を変更する際に必要な届け出

手続き	手続き期間	必要なもの
転出局 (区外に引っ越す)	引っ越し予定 日約14日前から 当日まで	●印鑑登録証 ●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証
国外への転出局 (国外で原則1年以上住む)		●マイナンバーカード(*) ●住民基本台帳カード(*) ●在留カードまたは特別永住者証明書
転入届 (区外から引っ越してきた)	引っ越した日から14日以内	●転出証明書(前住所地で発行) ※国外から転入される場合はお問い合わせください
転居届 (区内で引っ越してきた)		●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証

第三者による虚偽の届け出・申請を防ぐため、本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書などを提示してください。顔写真がないもの(健康被保険者証、年金手帳など)は、2点の提示をお願いします。

手続きはこちらの窓口へ

総合庁舎本館1階戸籍住民課

受付時間 月～金曜日8:30～17:00(祝・休日を除く)
※住民票の写しなど一部証明書の発行は、月～金曜日19:00まで、土・日曜日10:00～16:30(祝・休日を除く)。ただし、祝日が日曜日の場合は開設し、翌日休業)。詳細は区HP(コード⑤)をご覧ください



⑤

地区サービス事務所(東部を除く)

受付時間 月～金曜日8:30～17:00(祝・休日を除く)
●北部(大橋1-5-1 クロスエタワー9階、☎3496-5208、FAX3496-7030)
●中央(中央町2-9-13 食販ビル内、☎5722-9885、FAX3715-4953)
●南部(碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側、☎3719-2071、FAX3719-2117)
●西部(柿の木坂1-28-10、☎5731-2500、FAX5731-2503)

事前チェックで混雑回避/ 窓口混雑情報サイト 「目黒区なう!」



⑥



戸籍住民課の窓口の待ち人数を、同サイトHP(コード⑥)でご覧になれます。混雑回避にご協力ください。

臨時窓口を開設します

時3/27(日)、4/2(土)・3(日)10:00～16:30
場総合庁舎本館1階戸籍住民課
取り扱い業務 転出局、転入届、転居届、印鑑登録
※マイナンバーカードがあるかたは持参
※国外転入などの他市区町村に確認が必要な一部の手続きは受け付けできない場合あり
戸籍住民課住民記録係(☎5722-9884、FAX5721-7814)

転入したかたで、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する場合は申請が必要です

目黒区で新型コロナウイルスワクチンを接種する場合は、目黒区が発行した接種券が必要です。接種券の発行申請は、オンライン・窓口・郵送のいずれかで、転入手続き後に行ってください。詳細は、区HP(コード⑦または⑧)をご覧ください

※転入前に新型コロナウイルスワクチンを3回接種したかたは申請不要です

※区外へ転出した場合、目黒区の接種券は使用できません。新しい接種券は、転出先の自治体に確認してください



◀転入前に2回接種済み(コード⑦)



◀転入前に未接種または1回接種済み(コード⑧)

ごみの出し方

粗大ごみや多量のごみを処分する場合は、事前の申し込みが必要です。早めにお申し込みください。

種類	申込先など
粗大ごみ (一辺がおおむね30cm以上のもの)	粗大ごみ受付センター ●電話受け付け(☎5715-0053) 受付時間 月～土曜日 8:00～19:00 ●インターネット受け付け(コード⑨)
多量のごみ (1回 に45 袋で5袋以上は有料です。清掃事務所に申し込みください)	清掃事務所(☎3719-5345) 受付時間 月～土曜日8:00～16:25
有害性・危険性のあるもの、特殊なもの	購入店など プロパンガスなどのボンベ、石油類(ガソリン・灯油・塗料等)、薬品類、消火器、ピアノ、耐火金庫、自動車等のバッテリー・タイヤ、土・砂ほか

※処分費用は、各申し込み先にお問い合わせください

図清掃事務所(☎3719-5345、FAX3719-5064)

ごみの不法投棄は厳しく処罰されます。ルールを守り、正しく処分してください。

種類	申込先など
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	●購入店舗 ●家電リサイクル受付センター(☎5296-7200) 受付時間 月～土曜日 8:00～17:00 詳細は区HP(コード⑩)へ
家庭用パソコン	パソコンメーカー メーカーが不明な場合や自作パソコンは、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎5282-7685)へ ※宅配便による自宅回収も実施。詳細は区HP(コード⑪)へ
新聞・雑誌・段ボールなどの古紙	地域の集団回収 詳細は区HP(コード⑫)へ

トラブルに遭わないために

進学や転勤などで引っ越しが多くなるこの時期、賃貸住宅退去時の原状回復や敷金返還などのトラブルが多く寄せられます。2年度に消費生活センターに寄せられた相談件数の第2位は賃貸アパートに関する相談で、そのうち主なものが退去時のトラブルでした。

賃貸住宅の場合
賃貸アパートを退去したが、敷金を返してもらえない。タバコは吸わず、特に汚していないのに、壁紙の張り替え費用などを請求された。

故意や不注意によって生じた汚れや破損などは入居者の負担とされていますが、経年変化によるものは家主の負担です。費用を請求されたら、内容を確認し、納得できない点は家主に説明を求めましょう。

トラブルの回避ポイント

契約をする前に

- 賃貸借契約する前に重要事項説明書による説明を受け、契約書をよく読み、退去時の特約などを確認する。疑問点は質問し、契約内容を十分理解したうえで、判断する。
- 賃貸住宅の情報はできるだけ自分の目で現地や部屋を見て確認する。インターネットで申し込んだ場合でも、現地で物件を確認してから契約する。

入退去時に

- 入居時と退去時の物件状況を比較できるように、借主と貸主が立ち会いのもと、部屋の傷や汚れがどこにあるかなどを確認し、写真やメモで記録に残す。



都HP(コード⑬)で、賃貸住宅トラブルをまとめた「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」をご覧ください。



⑬

引っ越しの場合
引っ越しの荷物に、紛失や破損があった。

荷物の紛失や破損は、引き渡し日から3カ月以内に通知しないと業者の責任は消滅します。まずは、紛失や破損があったことを事業者知らせましょう。

トラブルの回避ポイント

見積もりを取るときは

- 複数の事業者により依頼し、価格だけでなくサービス内容も比較検討する。
- 電話やインターネットの見積もりだけで決めず、事業者に来てもらい、打ち合わせ内容を必ず見積書に記載してもらう。
- 見積時に提示される「標準引越運送約款(※)」に必ず目を通す。
※引っ越し業者は手付金や内金の請求ができないことや、解約・延期手数料は荷物の引き渡し日の前々日からかかることなどが記載
- 段ボールは、事業者を決めるまで受け取らない。

引っ越し作業終了時には

- 段ボールの数を、事業者と一緒に確認する。
- なるべく早く、中身や状態を確認する。



引っ越すときはペットも一緒に ペットがいる人へ ～犬の場合は手続きが必要です

図生活衛生課生活環境係(☎5722-9505、FAX5722-9508)

転居や病気といった家庭の事情で、ペットを飼い続けられなくなり、置き去りにしたり放したりすると、動物の愛護及び管理に関する法律の遺棄に当たり、罰則の対象となります。

犬や猫、亀、鳥など、一度飼い始めた生き物は、最後まで責任を持って飼いましょう。飼い続けられない場合は、新しい飼い主を探してください。

犬の場合は、引っ越しをしたら、登録の変更届が必要です。区外へ転出する場合は、犬鑑札を持って、新住所地で手続きをしてください。

ペットが近隣に迷惑をかけないようにマナーを守りましょう

- 犬の場合
・散歩の際、トイレを済ませてから出掛ける
・外でしてしまったふん尿は後始末を行う
・外に出るときは必ず引き綱をつける
・留守中の鳴き声に配慮する
- 猫の場合
・室内で飼育し、外に出さない